

午前10時00分開会

○民谷会長 おはようございます。早いもので、もう第9回になりますけれども、政務活動費交付額等審査会、まあ、予定では今回の一連の審査会はきょうで終わりということになろうかと思っておりますけれども、本当に時間をかけて、皆さんに熱心にこれまでやっていただいて、本当にありがとうございました。

きょうはお手元の審査会の次第に従って始めさせていただきますけれども、最初に議題の(1)答申(案)についてということでございますけれども、これにつきましては、千代田区議会情報公開条例第6条の3の規定でございます、区議会にかかわる審査に関し、率直な意見交換または意思決定の中立性を確保する必要があって、よって千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第6条第3号ただし書きの規定により、この議題については非公開とするということでございます。ただし、意思形成過程を経て、答申後については公開をされるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に、今、答申(案)が配られていると思っておりますけれども、その答申(案)をごらんいただきながら、じゃあ、よろしいですか。

○依田次長 はい。皆様方からご意見いただいた部分が網かけ、あと見え消しの部分でございます。その部分を考慮しながら、読ませて頂きます。

「答申(案)」

本審査会は、平成28年2月23日、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条の規定に基づき、千代田区議会議長から「千代田区議会政務活動費の交付額について」諮問を受けた。

限られた日程の中、都合9回にわたり精力的に審査会を開き、当該制度導入(平成25年3月1日「千代田区議会政務調査」)——申しわけございません。ここ、「研究」が抜けてございました。「政務調査研究費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)」を廃止し、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第2号)」を施行)以降の社会経済情勢の変化及び他自治体における動向とともに、昨年3月の東京地方裁判所の政務調査研究費に関する住民訴訟判決及び本年4月の住民訴訟判決における裁判所の判断をも参考に、広範かつ慎重に審査を行った。

なお、交付額に密接に関連する「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の審査も必要なことから、各会派の支出の中から占める割合の高い費目を中心に審査したところである。

この結果、当審査会は次のとおり答申する。

1 答申

(1) 政務活動費の交付額について

月額一議員150,000円を据え置くべきである。

(2) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲(使途基準)」の見直しについて

①「人件費」については、使途禁止事項の「日常的な事務員の雇用」の禁止を解除すべきである。また、「事務員」を「調査研究等政務活動を補助する職員」に改めるべきである。

なお、「課題別経費」に計上するなど従前から認められている政務活動補助に限定した臨時雇用を除き、一定期間継続して雇用する場合は、按分比として2分の1を上限とし設

定すべきである。

②「会議費」については、原則として飲食を伴うものは廃止すべきである。

③「通信費」のうち、換金可能な郵券の多額の購入は禁止すべきである。

④「交通費」のうち、鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、乗降地等の記録の管理を厳格化すべきである。また、タクシー利用の場合は、他の公共交通機関を利用しなかった理由を明確にすべきである。

## 2 理由

### (1) 政務活動費の交付額について

交付額決定にあたっては、政務活動費制度導入時からの支出実績や他の自治体の状況を基本に、この制度趣旨を踏まえ総合的に判断することが適切である。

政務活動費導入後の過去4年間の実績では、全交付額に対する全支出額の割合は、約94%、約90%、約80%、約75%と逡減傾向で推移している。しかし、会派によっては、年度によって収支に変動があることや自らの方針として政務活動費により支出可能な経費も私費で支出しているケースもある。また、政務活動費については、政務活動にかかわる必要な経費の一部について、一定の限度を設け支弁するものであり、この上限に達しない場合は残額を返還することとなっているため、交付額はあくまで上限を示すものであり、決算ベースでの支出額が減額したことを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない。

また、23区の政務活動費の交付状況をみると、区の規模に違いがあるため一概に言えないが、23区平均で一議員月165,435円であり、現状では千代田区議会は平均を下回っている。

更に、人件費の使途範囲に一定期間継続して雇用することを認めるとなると、少なくとも当面現行の交付額水準を維持し、現行で対応出来るか、その検証が必要であり据え置くこととする。今後、この点について検証を行っていくことを申し添える。

### (2) 使途基準の見直しの理由について

①「人件費」については、「日常的な事務員の雇用」が禁止されているところであるが、ここでいう「事務員」では使途目的が明確とならないことから、「調査研究等政務活動を補助する職員」と改めることが制度趣旨に合致する。

また、現行では一時サポートするスタッフをその都度雇用することは認められている一方で、昨今の人手不足の現状では、都度採用では安定的な雇用確保は困難である。

なお、議員には、政務活動のほか政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動等があり、その中から政務活動のみを切り分け雇用することも非効率であり、現実的ではないことから、一定期間継続して雇用する場合は按分比を前提に見直す必要がある。

更に、他の自治体では、通年での雇用が認められる実例も多数あることから、一定期間継続して雇用する「調査研究等政務活動を補助する職員」を認めない理由はない。

②「会議費」については、訴訟判決では一定基準のもと認められているが、現状において全国の「政務活動費」を取り巻く状況のなか、区民感情から言って公金に由来する政務活動費での飲食を認めることは疑う余地もなく否定的であり、同じ会合に自費参加する方々との均衡の面からも改める必要がある。

また、首長や議長に認められる「交際費」とは「政務活動費」は同一のものではない。

更に、会派からの意見聴取により、その必要性の是非に賛否が分かれた使途基準であることから廃止し、「人件費」の適用拡充によるマンパワー活用によって広聴や外部折衝の対応機能の充実を図る方がより制度趣旨に合致する。

なお、会場を借り上げた議員主催の会合や事務所に代わる場所や会場での茶菓程度の経費まで禁止するものではないことを申し添える。

③「通信費」の郵券の多額の購入については、昨今の政務活動費に纏わる他自治体の事件や訴訟の状況から、購入後の換金などの疑いをもたれるおそれもあり、「李下に冠を正さず」の故事にもあるように使途目的を限定できる料金別納制度など合理的な方法があるものは、その方法を採用すべきである。

なお、少額の郵送用郵券等のストックまで禁止するものではないことを申し添える。

④「交通費」の鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、郵券と同様、自己申告を含め使途目的を確認できる方策を厳格化しないと、合理性を判断できない。

### 3 今後の検討課題とすべき事項

審査の過程で出された委員意見について、以下に記述する。

(1) 議員には、政務活動のほか政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動があり、使途によって按分で調整することが合理的である。

(2) 「課題別経費」の活用をしやすくするなど既存の申し合わせ事項・注意事項を含め使途基準を再度点検する必要がある。また、政務活動費に関する先進事例を研究し、政務活動費の使途等について明文化したガイドライン等を作成し、それを遵守していくことが必要である。

(3) 現行の政務活動費は、会計年度終了時点で清算が必要とされている地方自治法施行令162条に基づく「先払い方式(概算払い方式)」を採用している。一方、「後払い方式(清算払い方式)」は、公金を原資とする現金の保管や清算後の残額返還など会派や区議会事務局において煩雑な事務を伴わない方式であることから、交付の方法について十分に検討すべきである。

ただし、この方式に変更する際には、随時分散的に発生する清算払いの処理ごとに使途や金額の適正さをチェックすることが必要になることから、会派及び区議会事務局のチェック体制のより一層の充実が前提となることを申し添える。

(4) 政務活動費については、今後とも議員に期待される活動と、そのために負担すべきコストを十分に確認しながら適宜交付額を見直していくことが必要である。

今後とも、諸事情の変化に伴う政務活動費の見直しについては、区議会の自主的な判断により、より情勢に適応したものとなることを期待するものである。

以上。

でございます。はい。

○民谷会長 ありがとうございます。今お読みいただいた答申(案)、一部、一番初めのところですけども、政務調査研究費という、2字、補充をしていただいて。その箇所が2カ所ございましたけれども、それで答申(案)ということで今読み上げていただいたんですけども、いかがでございますでしょうか。

まあ、前回、随分ご議論いただいて、その件は十分、もう反映したのになっていると思います。

○本多委員 ちょっと、表記のところだけ。この答申（案）のところの最初の、「1 答申」の（2）のところで、鍵括弧で「政務活動費を充てることができる経費の範囲（使途基準）」と、こうなっているんですが、一番上の答申（案）のところの下から4行目では、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」、その後のその、括弧の（使途基準）というのがないんですけど、これはどちらかに合わせたほうがいいのでは。

○民谷会長 ああ、はい。

○依田次長 そうですね。はい。

○民谷会長 そうですね。

○依田次長 はい。上に合わせさせていただいて、よろしいですかね。

○民谷会長 これ、どちらのほうがわかりやすいんですか。「使途基準」があったほうがわかりやすいんですか。

○本多委員 どこか、条例とか何か、引用しているわけではないんですね、ここは確認で。

○依田次長 鍵括弧のこの「政務活動費を充てることができる経費の範囲」、これが条例で通常、そこまで長々と言うのもあれなんで、使途基準、使途基準ということで……

○民谷会長 と言っていると。

○依田次長 まあ、通常は。通例はこういう形で言って……

○民谷会長 そうしたら、逆に「使途基準」を入れていただいたほうがいいんじゃないですかね。

○依田次長 入れたほうがよろしいですか。はい、

○廣瀬副会長 使途基準を鍵括弧の外に出したほうが……

○本多委員 うん。外に出したほうが、ちょっと……

○民谷会長 ああ、そうですね。

○本多委員 はい。そちらのほうが。

○依田次長 はい。

○本多委員 あとは、もう一つちょっと、3ページのところの③、「「通信費」の郵券の多額の購入について」の2行目なんですけど、ちょっとこの「昨今の政務活動費に」、これ、「まつわる」と読むんですかね。

○依田次長 はい、「まつわる」で。

○本多委員 ちょっと、これ、漢字が難しいかなと。

○依田次長 「かかわる」に、そうしたらさせていただいたほうがよろしいですか。

○民谷会長 まあ、「関する」でもいいし。

○依田次長 「関する」へ。

○民谷会長 なかなか、この字は書けないしね。

○依田次長 確かに。

○本多委員 「まつわる」というのは僕も読めなかったんで。まとめみたいなのも、こんなような字だったと思います。

○依田次長 ええ、そうですね。はい。じゃあ、「関する」へ。

○本多委員 「関する」とか、簡易なもので。ちょっと、表現のところはそんな感じで。

○依田次長 はい。

○廣瀬副会長 じゃあ、私もちょっと表現としてはですね、2ページの一番下なんですけど、

人件費のところなんです、最後のところには「安定的な雇用確保は困難である」となっているんですが、雇用確保だと、何か雇われる側からの視点の言葉のような感じがします。何か「安定的な人材の確保」とか、雇う側の視点で書いたほうがいいのかと。

○民谷会長 そうですね。

○依田次長 そうですね。

○廣瀬副会長 あと、もう一点は、3ページの3行目なんです、「一定期間継続して雇用する場合は按分比を前提に」と書いてあるんですが、ここは「按分を前提に」でいいんじゃないかなと思うんですけどね。

○民谷会長 ああ。

○依田次長 はい。

○民谷会長 はい。2ページの一番最後のところは、じゃあ、「人材」にしましょうか。

○依田次長 「人材」。「人材確保」ということでよろしいですか。

○民谷会長 ええ。「安定的な人材の確保が困難である」と。

それから、3ページの3行目は「按分」。「按分を前提に」、じゃあその按分比はどうするかというと2分の1と、そういうことですよ。

○依田次長 はい。

○民谷会長 ありがとうございます。

今回は、飲食を伴う会議費は、もうやめると。これはあれですかね、これから、もちろん区議会のほうで受けて、ご相談をいただいて……

○依田次長 はい。そうですね。

○民谷会長 これはぜひ、その方向で、ちょっとやっていただきたいなと思っているんですけどね。

○依田次長 そうですね、答申を受け、議長の、また諮問機関である条件整備等検討会という、議会運営委員会の下に位置するような会議体なんです、そちらで検討しまして、これに関する見直しをしていくというような予定で、はい、おります。

○民谷会長 ぜひ、この点をお願いをしたいと思います。

○上村委員 すみません、一つ教えていただきたいんですけど、この「日常的な事務員の雇用」というところで、この「調査研究等政務活動を補助する職員」というのは、調査研究と政務活動を補助するだけの職員ということですか。

○依田次長 そうです。ご議論いただいたところ、「日常的な事務員」、この事務員というと、一般的な政務活動以外の事務もやっていただくようなことにとらわれてしまうのではないかと。

○民谷会長 逆に、ほかのいろんなことをやるのが前提で、たまたまその一部に政務活動費を支弁することも出てくる、入ると。

○上村委員 そうする——それが2分の1という……

○民谷会長 そうではなくて、いずれにしろ政務活動費を補助するための職員なんだけども、しかしそれでもいろんなことをするでしょうと、やっぱり実際は。

○上村委員 あ、そっちが主で……

○民谷会長 ええ、ええ。

○上村委員 あ、そういうことですね。わかりました。

○民谷会長 ですから、単に事務員を雇用しますよと。たまたましかし政務活動費のことも一部やるんですよという、そういうイメージではないんです。

○上村委員 あ、はい、わかりました。それが……

○民谷会長 はい。だから、逆ではないということです。

○上村委員 じゃあ、こちらは、はい、わかりました。ありがとうございます。

○民谷会長 これは、ちょっと、すごく大事な点だと思うんですよ。

○上村委員 ええ。

○民谷会長 だから、電話番号の方がたまたまこの仕事の一部をちょこっとやったから、2分の1上限で当てはめていいんだよということではないということですね、基本的に。

○上村委員 この政務活動をするために雇われた人が……

○民谷会長 ええ、基本的にですね。

○上村委員 たまたま電話番号をするということですよ。

○民谷会長 ええ。しかし、その方がじゃあ、実際、必要に迫られて、ほかのことをやらないということは、やっぱり不合理だろうと。それはやっていいんだけども、まあ、それは按分が前提ですよというのは、今回、答申でも考えられますね。

○上村委員 わかりました。ありがとうございます。

○民谷会長 ありがとうございます。

じゃあ、今の、何力所ですかね、ご訂正をいただいたもので答申をさせていただく。

○依田次長 はい。

○民谷会長 で、きょう何かご予定では議長がいらっしゃるので……

○依田次長 はい。10時半にお見えになりまして……

○民谷会長 はい、答申を。

○依田次長 一応、予定では11時に答申という形で、はい。

○民谷会長 はい、わかりました。

○依田次長 はい、よろしいでしょうか。

○民谷会長 じゃあ、そのようにお願いをしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それから、その他として、次のあれですか、審査会…、ちょっとご説明いただけますか。

○依田次長 はい。本日、最終答申ということで一区切りでございますが、今後、この答申の中にもございましたように、ガイドライン、まあ、マニュアルの作成も同じように区議会としては行っていかなくてはならないという状況でございます。その中で、ちょっと皆様方にいろいろなご意見、マニュアル作成に向けてのいろいろなご意見をいただく場を今後もちょうといただきたいなということで、9月の上旬から中旬にかけて日程で皆様都合のいいところを、また、後日で結構ですのでご連絡いただければと思います。

で、三次訴訟も今後、年末に向けてございますし、その辺の情報を提供しながら、また答申後の区議会の動きもちょうと報告をさせていただきたいなというふうに考えてございますので、ひとつよろしくお願いたします。

○民谷会長 今、訴訟のほうは、もう中身に入っているんですか。

○依田次長 まだ、証人尋問をどうするかというところが、ええ、そこがちょっと見えていない部分ですが……

○民谷会長 ああ、そうですか。

○依田次長 ただ、年末ぐらいまでには何か一つの結論は出てくるんじゃないかなという。

○民谷会長 ああ。それじゃ、今のお話ですと、ガイドラインについてもいろいろお尋ね、お知恵をいただきたいということですので、今のところ9月上旬、中旬という日程で。

○依田次長 ええ。お手元に日程表を置かせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○民谷会長 まあ、夏の暑い盛りはちょっと避けて。9月でも、ちょっと暑いと思いますけどね、今。

○上村委員 今は夏で……

○依田次長 ええ、すみません。

○民谷会長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、これで、きょうの審査会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午前10時27分閉会